

岐 阜 県 公 報

号 外 (一) 平 成 二 十 九 年 十 月 三 日

目 次

公 示

准看護師試験の実施

(医療福祉連携推進課)

ページ

公 示

准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十八条の規定により、平成二十九年岐阜県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十九年十月三日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

一 試験日時

平成三十年二月八日(木)午後一時から午後三時三十分まで

二 試験場所

瑞穂市穂積一八五一 朝日大学

三 試験科目

人体の仕組みと働き

食生活と栄養

薬物と看護

疾病の成り立ち

感染と予防

看護と倫理

患者の心理

保健医療福祉の仕組み

看護と法律

基礎看護

成人看護

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火曜日)

発 行

(休日に当たる
ときは翌日)

平 成 二 十 九 年 十 月 三 日

老年看護

母子看護

精神看護

四 受験資格

次のいずれかに該当する者

- 1 県内の文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修業した者（平成三十年三月までに修業する見込みの者を含む。）
 - 2 県内の文部科学省令・厚生労働省令の定める基準に従い知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成三十年三月までに卒業する見込みの者を含む。）
 - 3 県内の文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成三十年三月までに修業する見込みの者を含む。）
 - 4 県内の知事の指定した看護師養成所を卒業した者（平成三十年三月までに卒業する見込みの者を含む。）
 - 5 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が3又は4に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもののうち、准看護師の資格を取得後、県内の医療機関等に就職することが内定しているもの
 - 6 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、5に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認められたもの
この場合において、岐阜県准看護師試験受験資格認定の手續及び審査方法については、別に定めるところによる。
 - 7 県外の1から4までに該当する学校等を卒業し、若しくは修業した者又は卒業若しくは修業見込みの者で、准看護師の資格を取得後、県内の医療機関等に就職することが内定しているもの
- 五 受験手續
- 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
- 1 受験願書（県所定のもの）
 - 2 受験資格証明書
- (一) 四の1から4までに該当する者が提出する書類
- 学校又は養成所の修業見込証明書又は卒業見込証明書。ただし、平成三十年三月二日（金）午後五時まで（必着）に修業証明書又は卒業証明書（以下「卒業等証明書」という。）を提出するもの。

また、平成三十年三月二日（金）以降に修業し、又は卒業する見込みの者については、右記提出期限までに修業し、又は卒業することができるかと判定されたことを証する書面を提出するとともに、修業又は卒業後速やかに卒業等証明書を提出すること。

なお、平成三十年三月二日（金）午後五時まで提出を求めている右記書面の提出がなされないときは、当該受験は無効とする。

(二) 四の5に該当する者が提出する書類

外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証明する書面、看護師国家試験受験資格の認定書及び准看護師の資格を取得後、県内の医療機関等に就職することが内定していることを証明する書類（様式任意）を提出すること。

(三) 四の6に該当する者が提出する書類

知事が交付した准看護師試験の受験資格の認定書を提出すること。

(四) 四の7に該当する者が提出する書類

(1) 学校又は養成所の修業見込証明書又は卒業見込証明書。ただし平成三十年三月二日（金）午後五時まで（必着）に卒業等証明書を提出すること。

また、平成三十年三月二日（金）以降に修業し、又は卒業する見込みの者については、右記提出期限までに修業し、又は卒業することができると判定されたことを証する書面を提出するとともに、修業又は卒業後速やかに卒業等証明書を提出すること。

なお、平成三十年三月二日（金）午後五時まで提出を求めている右記書面の提出がなされないときは、当該受験は無効とする。

(2) 准看護師の資格を取得後、県内の医療機関等に就職することが内定していることを証明する書類（様式任意）を提出すること。

3 受験写真台紙（県所定のもの）

受験写真台紙は、出願前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦六センチメートル、横四センチメートル。裏面に学校名又は養成所名、氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼り付け、撮影年月日、学校名又は養成所名及び氏名を記載すること。

なお、提出に当たっては、次のいずれかの方法によりその写真が受験者本人であることの確認を受けること。

ア 修業（修業見込み）又は卒業（卒業見込み）の学校又は養成所等において、受験写真台紙の証明欄に証明を受けるとともに、写真に学校又は養成所等の割印を受けること。

イ 学校又は養成所等で証明が受けられない場合は、受験者本人が岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課において、写真の貼つてある身分証明書等（運転免許証、パスポート、又は写真付き住民基本台帳カードのいずれか）を受験願書提出時に提示し、受験者本人であることの確認を受けること。

4 准看護師試験入力通知書（県所定のもの）

5 受験票交付用封筒

角形二号（A4サイズ）のもので、表面に郵便番号、宛先及び書留の表示を記載し、書留郵便料金に相当する郵便切手を同封すること。

六 受験手数料

受験手数料は六千九百円とし、この額に相当する岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。この場合、収入証紙は消印しないこと。

七 受験に関する書類等の受付期間及び受付場所

受験に関する書類等は、平成二十九年十二月一日（金）から同月八日（金）までの間に岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課へ提出すること。

受験に関する書類等を直接持参する場合の受付時間は、右記期間中毎日午前九時から午後五時までとする。

また、受験に関する書類等を郵送する場合は、書留郵便とし、平成二十九年十二月八日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける（宛先 〒五〇〇 八五七〇（県庁専用郵便番号のため住所不要）岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課）。

八 受験票の交付

受験票は、平成三十年一月二十二日（月）から同月二十四日（水）までの間に郵送により交付する。

九 合格発表

試験の合格者は、平成三十年三月十二日（月）午前十時に岐阜県庁前の掲示板及び県のホームページに受験番号を掲示して発表するとともに、合格証書を郵送する。

ホームページアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/iryo/kakushu-iryo/11230/shiken-anna.html>

ただし、平成三十年三月十二日（月）午前十時までに卒業等証明書の提出がなされていない者については、卒業等証明書を受領した後に合格証書を郵送する。なお、電話による可否の問合せは、一切受け付けない。

十 試験結果の提供

平成二十九年度岐阜県准看護師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供する。

1 提供する試験結果

平成二十九年度岐阜県准看護師試験の総合得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（県庁二階。電話〇五八 二七二 一一一 内線二九六）及び県の各保健所（保健所に置かれる事務所を含む。）の特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要となる。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、パスポート、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十一 受験に関する手続等の問合せ

受験に関する手続等の問合せは、原則として電話で受け付ける。岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課（電話 〇五八 二七二 一一一 内線二五三七）に問い合わせること。

十二 受験に伴う配慮

何らかの疾病や障がい等を有する者で、受験に際して配慮を希望する者は、平成二十九年十二月八日（金）の出願期限までに、岐阜県准看護師試験の受験に伴う配慮事項申請書（県所定のもの）を用いて申し出ること。申し出た者については、受験の際にその疾病や障がいの状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

十三 その他

1 受験願書、添付書類、写真等に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、在留カード（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法

律（平成二十一年法律第七十九号）の経過措置により在留カードとみなされる登録
証明書を含む）、特別永住者証明書又は住民票）に記載されている文字を使用する
こと。
2 准看護師試験入力通知書の記入に当たっては、試験事務コンピュータ処理の適正
化を図るため、「准看護師試験入力通知書記入要領」により正確に記入すること。

平成二十九年十月三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社